

# 酪農学園大学研究費等の不正に関する調査委員会設置要領

2015年4月1日  
(最終) 2017年3月14日

## (目的)

第1条 この要領は、酪農学園大学研究費等の取扱いに関する規程第9条第2項の規定に基づき、研究費並びに研究活動における不正行為の告発（以下「告発等」という。）に係る調査について、調査委員会の設置に関する必要事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領における「研究費等」とは、次の各号をいう。

- (1) 本学の予算に計上する「個人研究費」、「共同研究費」等の研究費
- (2) 各省庁及び各省関係法人等が所管する競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金」という。）
- (3) 競争的資金以外の学外からの各種研究費、助成金及び補助金等
- (4) 寄附金（助成団体等からの助成金を含む。）
- (5) その他本学の責任において管理すべき経費

2 この要領における「配分機関等」とは、次の各号をいう。

- (1) 研究費の取扱いに係る不正行為の場合、競争的資金等を配分する機関（各省庁及び各省庁が所管する独立行政法人等）
- (2) 研究活動に係る不正行為の場合、競争的資金等を配分する機関（各省庁及び各省庁が所管する独立行政法人等）並びに文部科学省

## (告発等の取扱い)

第3条 告発等を受け付けた場合は、理事長の命を受け学長は告発等の受付から30日以内に予備調査を行い、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断し、理事長に報告するとともに、本調査の要否を配分機関等に報告する。

- 2 報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も前項の取扱いとする。
- 3 学長は、調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。
- 4 本調査を行うことを決定した場合、学長は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

## (調査委員会の設置及び調査)

第4条 学長は、理事長の命を受け調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について調査する。
- 3 調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置する。

## (調査委員会)

第5条 調査委員会の委員は、告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならず、その半数以上は外部の有識者とする。

- 2 調査委員は5名とし、学長の指名により理事長が決定する。
- 3 学長は、調査委員会設置後、調査委員の氏名・所属を告発者及び被告発者へ通知する。
- 4 告発者及び被告発者は、調査委員について選定通知の日から7日以内に書面により異議を申し立てることができる。
- 5 学長は、前項の異議申し立てが妥当であると認めるときは、告発者及び被告発者へ通知のうえ、調査委員を交代させることができる。

(本調査開始)

第6条 調査委員会は、本調査実施の決定後、30日以内に本調査を開始しなければならない。

(調査中における一時的執行停止)

第7条 学長は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象事業の研究費等の使用停止を命ずる。

(配分機関等への報告及び本調査への協力等)

第8条 学長は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について理事長への報告、協議とともに配分機関等に報告しなければならない。

- 2 学長は告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を理事長並びに配分機関等に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等に提出する（「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）平成26年2月18日改正 文部科学大臣決定」付属資料1による）。
- 3 調査の途中であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、理事長への報告とともに配分機関等に報告する。
- 4 上記のほか、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関等に提出する。
- 5 学長は調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関等からの当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。
- 6 学長は、2項の最終報告について、告発者及び被告発者へ通知する。

(不正行為の認定)

第9条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(不服申立て)

第10条 告発者及び被告発者は、前条の調査委員会の認定に不服がある場合、学長に対し、不服を申し立てることができる。

- 2 不服申立ては、書面をもって、認定の日から7日以内に行なわなければならない。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。
- 4 不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、学長は調査委員の交

代もしくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

- 5 不服申立てがなされた場合、調査委員会は30日以内に申立て却下か、申し立てに理由があると認めるときは再調査開始の決定をしなければならない。
- 6 学長は、不服申し立てのあったとき及び前項の判断の報告を受けたときは、配分機関等に報告する。
- 7 学長は、5項の判断の報告を受けた場合、告発者及び被告発者へ通知する。

#### (再調査)

第11条 学長は、前条の申立てに対し、調査委員会が再調査の決定をしたときは、本調査結果を検証する調査（以下「再調査」という。）を実施するため、再調査委員会を置く。

- 2 再調査委員会は、学長が委嘱する委員若干名で構成される。
- 3 再調査委員の半数以上は、外部有識者とする。
- 4 本調査委員会委員は、再調査委員会の委員を兼ねることができない。ただし、再調査にあたり、学長が専門性を要する判断が必要であると認める場合は、この限りではない。
- 5 告発者及び被告発者は、同一の理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 6 再調査委員会は、再調査開始の日から50日以内に本調査委員会の認定を覆すか否か決定する。

#### (公表等)

第12条 調査委員会は、調査が終了した場合、速やかに調査結果を学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、調査委員会からの調査結果を速やかに理事長並びに配分機関等に報告する。
- 3 調査の結果、不正が認定された場合、理事長は学校法人酪農学園公益通報者保護規程に基づき、以下の項目について通知及び公表を行う。ただし、非公表とすることに合理的な理由がある場合は、この限りではない。
  - (1) 不正に関与した者の氏名及び所属
  - (2) 不正の内容
  - (3) 公表時までに行った措置の内容
  - (4) 調査委員の氏名及び所属
  - (5) 調査の方法、手順等

#### (不正に係る処分)

第13条 調査の結果が不正と認められた場合の教職員の処分取扱いについては、学校法人酪農学園就業規則並びに学校法人酪農学園賞罰規程を適用する。

- 2 不正に関与した業者の取引停止等の処分については、別に定める。

#### (悪意に基づく告発)

第14条 調査委員会は、調査の結果、告発が悪意（被告発者を陥れるため、または被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思）に基づく告発であったと判明した場合は、その旨の認定を行うものとする。

- 2 前項の認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を付与しなければならない。

#### (準用)

第15条 第10条から第13条までの規定は、前条の悪意に基づく告発の取扱いに準用する。

(調査における研究または技術上の情報の保護)

第16条 調査委員及び調査関係者は、調査にあたり、調査対象者における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう配慮しなければならない。

(秘密保持)

第17条 この要領に定める調査等に関わった者は、関係者の名誉及びプライバシーその他人権を尊重し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第18条 この要領に定めるもののほか、調査委員会に関する事項は、必要に応じて別に定める。

(改廃)

第19条 この要領の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この要領は、2015（平成27）年4月1日から制定施行する。

附 則

この要領は、2017（平成29）年3月14日から改正施行する。